タイ国政治の連続性と不連続性

矢 野 暢

1. タイ国政治の連続性

タイ国における近代的統治構造確立の決定的契機は、1932年 6 月24日のいわゆる「立憲革命」に求められる。このクーデタは、絶対王制のもとで行われた国家体制近代化への努力、いわゆるチャクリ改革を、その前史としてもち、またその歴史的因果は、1935年春頃にまで直接に及んでいる。それだけに、このクーデタは、その具体的経過のあっさりした宮廷革命的性格にも拘らず、タイ国近代政治史上劃期的な時点を劃するのである。すなわち、それは、従来の国王専制の統治様式にかえて、新興の官僚身分層を権力的中核とする新たな支配関係をもたらし、同時に、国家の形式的制度を一挙に民主化した点で、正しく飛躍的な政治的変革であった。(猪木正道編「タイ・ビルマの社会経済構造」所載の拙稿「タイ国政治の近代化」参照。)

このクーデタの焦点もしくは歴史的意義は、具体的には次の3点において求められよう。 、、、

まず第1に、それは、国王の政治的実力を剝奪し、かつ、王族一般が一体として政治的勢力たりうる可能性をなくならしめた。1935年3月のラマ七世の退位、それに続くわずか10才のラマ八世の登位は、国王の実際政治にたいする発言権の喪失をば象徴的に示した事件であった。また、1933年10月の王族叛乱が、新興の軍部権力によって平定せられた際に、王族の政治的潜在力は、こんりんざい去勢されてしまったのだった。

第2に、このクーデタは、職業政治家としての国家官僚の圧倒的優位性を確立した。クーデタを担ったいわゆる「推進者だち」は、絶対王制の不条理さに不満を抱く国家官僚の集団だった。この100名足らずの推進者たちは、外部的・内部的に人的淘汰を重ねつつ、クーデタ政治過程の最後まで、一旦獲得した実体的権力を掌中にまもり続けることによって、循後、権力核心を独占しうる立場に立つのである。とりわけ、物理的強制力を備える軍部官僚の権威は他を圧倒し、漸次軍部中心の独裁性向がタイ政界にびまんする。いずれにせよ、「推進者たち」の勝利によって、国家官僚と政治権力との間隔は短絡せられることになった。

第3に、このクーデタは、その立憲革命的性格にも拘らず、タイに立憲民主制を定着せしめる契機となりえず、むしろ、民主主義的諸制度が超制度的権力によって恣意的に乱用される契機をもたらした。1932年クーデタ政治過程の主題の一つは、西欧的政治理念を信奉する近代主義者の敗北である。1933年4月の社会経済計画法案事件で、近代主義者の無力さは露骨に暴露

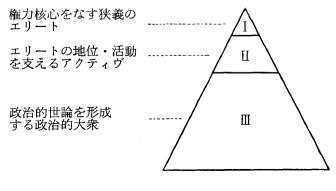
された。かれらの敗北と共に、タイの権力政治は、理念による規制のモメントを喪い、政権の授受、民主的諸制度の運営、その他の面で、非民主的な特殊タイ的政治的慣行がつくり出されていくのである。国王・王族の無力性、国家官僚の圧倒的優位性、政治体制の非民主性。1932年クーデタの歴史的帰結がこの3点に求められるとするならば、現在のタイの政治がやはりその3点を主たる特色としていることに鑑みて、そのクーデタの根本的な意義を、それがタイの現代政治の基本的パターンをはや30年代の初頭にまたたくまに創造した点に求めることができるといえよう。

この点に関連することだが、通常、多くの学者は、1932年以後のタイの政治に、政治構造の基本的変化を認めようとしない。すなわち、32年以降のタイ政治への、研究者の主たるアプローチは、誰が政権を握るかの差があるだけで、同一の権力構造が存続するという前提のもとに、リーダーシップの構造的把握とエリートの行動様式の把握という類いの非歴史的問題意識のもとになされるのが常である。そのためにか、32年以降の政治の転変を固有歴史学的手法で脈絡づける政治史学的研究は、ほとんどなされない宿命にあるようだ。

1932年以降の政治に構造的変化を見ようとしないことの是非は問わぬとして、事実、32年クーデタが現在の軍部独裁の原型を成立せしめたこと、それだけに、クーデタ後、少くとも本質的次元での統治構造の変化がないことは否定できない。ひんぱんなクーデタや憲法改正、30回に近い内閣改組等、政体の変更を暗示する諸事件の反覆にも拘らず、政治のある局面は、同質的・連続的である。

その意味でのタイ政治の無変化性、連続性は、少くとも、次の三つの面で顕著である。

まず第1は、寡頭支配の鉄則が、それも特殊タイ的様式で貫かれてきている点である。タイの寡頭制は、一次的には、社会経済構造の後進性に基くものであり、直接的には、政治的関心者層の稀薄さに基因するものであるといえる。伝統的な自給自足的生活様式から離脱しえず、いくばくかの社会的問題意識も仏教により形而上的に屈折せしめられ、タイの民衆の大方は、実質的に政府過程から阻外せられたままである。政治意識にめざめ、効果的に政治過程に参与しうるのは、全成人人口の1ないし2%でしかない。その少数者が広義での政治的指導者層を形成するわけだが、その層自体が、下図の如き横断的区分を備えた権力階梯を構成する。



第Ⅰ層は、タイ政界の権力の核心であるが、せいぜい10人ないし15人でしかない。これは反 抗権力の核心をも含んでいる。(1954―1957のピブーン体制でこの層に相応する地位にあったのは、ビブ ーン首相のほかサリット・タナラット,パオ・シーヤノン,ピン・チュンハワン,ユタサット・コーソン, フーン・ロンナパカート, ウォラカーン・バンチャー, タノム・キチカチョーン, プラパート・チィルサチアン ―以上権力側,クオン・アパイオン,セーニー・プラモート、ダニ・ニワット皇子その他―以上反抗権力側,であ った)。反抗権力関係者を除くと、 その数は6人ないし8人となる。 第Ⅱ層は、 第Ⅰ層の地位 の安定や活動を支えるアクティヴの層であるが、 同時にそれは、 第 1 層の補充の基盤をなし てもいる。 この層は, しめて 1,000 名ほどの官僚よりなるが,年令・所属部門, 権力核心と の関係などにより、上層・下層にわかれうる。(ある学者が「現在の支配集団は400名ほどよりなる」 と推定するとき,それは第1層とこの上層とをあわせ考えてのことであろう。cf. J. Mosel: "Thai Administrative Behavior' in W. Sittn(ed.) Toward the Comparative Study of Public Administration 1957. p. 307)。 第Ⅲ層と一般大衆とを決定的に区分する要因は高等教育の有無である。各層間 の境界は厳密ではなく,上下の流動性が存在するが,各層がそれぞれ特殊な帰属要件を備えてい る。タイ政治文化の一つの特色は、業績主義という近代的原理とある種の非近代的原理とが交錯 して活用されている点であるが、第Ⅱ層に所属するには、公務員試験もしくは士官学校での学業 成績の優秀さと、第1層の政治家と忠誠=恩恵の互助関係を結んでいることとの二つの要件が 必要である。第1層のエリートは、もっぱら各省の大臣に任じているが、官僚出身であること、 クーデタを組織しかつ成功した経験を有すること、 指導者資質を有すること、 などの要件に 合致しなければならない。(1932年から58年のサリット内閣に至るまでにしめて27の内閣が成立してい るが、それらに入閣した計212名の大臣の経歴を見ると、75%に相当する160名が官僚出身者一内88名が文官 で72名が武官一である。他方32年クーデタの推進者およそ70名のうち35名がのちに入閣を許されている—35 名の全員がもとより官僚出身者であり、その内の20名が武官一陸軍15・海軍5一残りの15名が文官である。 1947年クーデタの参加者中やはり21名が58年までには閣僚となっている。また特殊タイ的指導者資質に関し ては、D. A. Wilson: Politics in Thailand, pp. 132~137がくわしい。)

第I層が内に敵対分子を含み、第Ⅱ層が第I層との人的紐帯を条件に成立しているために、上記三層の横断的区分のほかに、タイの寡頭制には常に縦断的区分をも考えることができる。第I層での人的対立は、 通常第Ⅲ層までを明確に縦割りしてしまい、 そこで、 いわゆる閥 (cliques) が形成される。閥は、特定の個人を中核として形成される非公式の政治集団であり、その凝集の要因は、忠誠一恩恵の封建的原理である。タイの政治の実体は、政府権益をめぐる 官僚閥同志の斗争である。その意味では、タイの寡頭制構造の横断的把握以上に、縦断的把握 のほうがより重要な意味をもつ。タイの寡頭制支配に関して、よく「安定的不安定」ということがいわれるが、それは、この寡頭制構造が、横断的には、常に安定性を維持している反面、 縦断的に見ると、複数の 閥 が相互に意思疏通を欠くまま緊張しあっていて、不安定極まりな い点を指す。

32年以後の政治史を貫く第2の連続的特徴は、権力授受の方式として、政権の立憲的授受は稀で、もっぱら非合法的な権力移動すなわちクーデタが行われる点である。過去30年間に、タイ政治の大規模なエリートの交替は四つの時期に集中的に行われている。すなわち、1932年、44年、47年、および57年の4回であるが、そのうち3回までがクーデタによるものである。その30年間に生じた主なクーデタ(権力担当者が政局安定のために仕組む coup de main, counter coup も含めて考える)を下に表示する。

年・月・	日	種別	組織主体
1932. 6.	24		"推進者たち"
33. 4.	1	*	プラヤー・マノパコーン
33. 6.	20		"推進者たち"
33. 10.	12~	(失敗)	王族
39. 1.	29	(未然)	プラヤー・ソン派
47. 11.	8		ピブーン派
48. 4.	6	*	ピブーン
48. 10.	1	(未然)	陸軍参謀本部将校
49. 2.	26	(失敗)	ルアン・プラディット
50. 1.	27	(未然)	陸軍将校 (ルアン・カート)
51. 3.	8	(未然)	海軍 (タハーン)
51. 6.	26 ~	(失敗)	海軍
51. 11.	29	*	ピブーン派
52. 11.	10~	(未然)	共産主義者
57. 9.	16		サリット派
58. 10.	21	*	サリット

〔註〕 ●……エリートの大幅な交替をもたらした三大クーデタ

※……実質的権力保持者が企図する,形式的権力担当者を追放するための,もしく は反抗権力を阻害するための coup de main

()… (未然) は事前に露見し、陰謀事件として処理されたもの。反対勢力抑圧の 口実としてデッチあげられたものが多い。 (失敗) はことに及んで鎮圧されたもの

クーデタの政治過程は、ほぼ類型的である。タイの政治権力核心がめったに一枚岩的たりえず、絶えず競合しあう複数の閥を含んでいることは、先に述べた。クーデタ遂行の趣旨のもとにいくつかの閥が団結し、特定指導者の指揮のもとに en bloc に行動するばあい、その集団を「カナ」という。(32年以後、少くとも四つのカナが有名である。32年のプー・コー・カーン・パティワッ

ト=推進者たち,47年のカナ・ラタプラハーン=クーデタグループ,57年のカナ・タハーン=後の革命団,およ び戦争中のセーリー・タイ=自由タイ運動。)カナは秘密結社的性格を有する。成員に関しては排他 的であり、企画・決定・行動の一切に関して秘密をまもるため、外部より内部事情を伺い知る ことは不可能である。成員は、通常カナにたいして生命を賭してもの忠誠を誓わせられる。指 導者はいろいろな配慮のもとに互選される。このカナが軍部の支持を獲得したときに,クーデ タの成否はきまる。軍部の動向を正確に探知し、事前にことを感知することは極度に困難であ る。(しかし、事前に巷間にかなり正確なクーデタ勃発の噂が流れることが多い。) クーデタは、 通常無 血裡に完了する。(ただし過去三度の失敗に終ったクーデタの折には、 鎮圧の過程で相当の死傷者が出て いる。) 敗北した側の主要人物は, 死刑に処せられずに, 国外に亡命を強いられるのが常である。 (この不文律のために、タイの一流政治家は外国銀行に多額の預金をする習慣にある。) クーデタが成功す ると、カナの成員は、役割相応の価値配分を受けるが、それは、つまるところ、統治機構上の 有力ポストの分配である。(首相,各省大臣,副大臣,警察総監,バンコック地区衛戍司令などのポス トは、クーデタ首謀者のあいだでわりふりされる第1級のポストである。タイでは政治職と行政職との兼任 は常識化している。) しかし, クーデタに向けられる国の内外からの非難を避けるべく, クーデ タの成功にも拘らず、組織主体が、有力ポストに直ちに就任しないケースが多い。(47年11月2 ーデタ後、ピブーンは、対外関係を考慮して民主陣営諸国にうけのよいクオン・アパイオンを首相につけ、 5カ月後に改めて自ら首相となっている。57年9月クーデタ後もサリットは、前駐米大使のポット・サラシ ンを首相とし、翌58年10月になってはじめて政権を掌握している。)

タイに、このようなクーデタが頻発する理由としては、32年の立憲クーデタを通じて政権の立憲的授受の制度が事実的規範性を帯びえなかったこと、政権維持の基本的条件が民衆の支持ではなく物理的強制力の威信であること、タイ政治に伝統的に職務の任期性の観念がないこと、などを列挙することができよう。しかし、決定的な理由は、政治が利権と不可分に結びついているために、政治家が半永久的に政権に固執しがちであることである。

タイでは、クーデタは、「政府変更の一手段として、裁判所により、事実上、法的承認を得るに至っている」(Mosel: op. cit., p.299) のである。

タイ政治の過去30年の無変化性を裏付ける第3の特色は、国家政治を嚮導する根本的政治理念が欠如していることである。植民地支配を経験した国々の憲法がたいてい条文中に国家政策の指導原則をうたっている(典型的な例は、ユーゴスラヴィア46年憲法を模倣したビルマの48年憲法)のに反し、主権独立を全うしたタイの憲法が、32年の12月憲法以来現行の59年臨時憲法に至るまで、国家機構の形式的個別規定に終始しているのは興味深い。タイ政界で頻用される言語象徴には、「国 エーディング・サート・サナー バーン・カート ラッティ・プラテキ ディバタイ とがある。こうした言語象徴の存在は、政治に理念的なものが皆無ではないことを示している反面、タイ社会の伝統的構造が今日まで温存されていることをも示している。東南アジアの政治が古来明確な理念に

規律されていたことは,たとえば R. Heine-Geldern; Conceptions of State and Kingship in Southeast Asia, 1956 などに述べられてある通りである。タイ国政治を伝統的に規律した政治 理念は、国家秩序神聖性の観念、一元的秩序維持の観念であった。この秩序観念は、現代にま で存続し,特殊タイ的政治理念の核心をなしている。(タイの憲法は,かならず冒頭に「―体不可分」 という表現で国体の性格規定をするのが常である。32年12月シャム国憲法第1条,59年1月タイ王国臨時憲 法第2条など参照。)タイの近代化の端初をなしたラマ四世以降のチャクリ改革を貫いた理念は, 神聖不可侵たるタイ民族国家秩序を維持する上でのやむをえない西欧合理主義との妥協,とい うことであった。1932年クーデタの成功を支えたエネルギーの一端は,一群の西欧型近代主義 者に担われていたが、先に述べたように、かれらの社会変革志向は、クーデタ後の政治過程で揺 藍のうちに生命力を喪ってしまった。かれらの敗北によって,32年クーデタの遺産として「民 主主義」という言語象徴だけは残ったが,民主主義の実質は喪われることになった。タイでは 「民主主義」は、上位の権力者が民衆の幸福をひそかに案ずる、というニュアンスの noblesse oblige 的観念であり、制度的な性格を奪われ、極度に精神主義的な観念と化している点に特色 がある。このようにして、今日に至るまで、古来タイ社会の伝統的構造の安定性を支えた秩序 維持の観念が,そのまま排他的に基本的政治理念として生き残ってきているわけである。秩序 の理念は、ある状況では正当な政治理念として有効に働きうるが、生産的・創造的な「作用す る理想」たりえないばあいが多い。その意味で、タイには、国家政治を前向きに嚮導する政治 理念が基本的に欠如しているといってよい。

タイ国政治における理念性欠如の現実的問題点は二面的に捉えられる。第1の問題点は、近代化志向の無定型さ、生温さである。一部の学者は、タイ社会に積極的な近代化の意欲を探知し、タイ政治を近代化寡頭制(modernizing oligarchy)と規定している。かりに19世紀中期の社会構造と対比するならば、現在のタイ社会は相当に近代化している。これは、チャクリ改革に始まる上からの強権的近代化政策の結果である。しかしながら、「近代化」が常に権力担当者のad hoc な思い付きを通じてしかなされない点、(ちなみに、今日にいたるまで、社会経済構造の改編につながる長期的計画はタイでは一度として試みられたことはない。サリットは、政権掌握後、長期および短期の経済政策を検討せしめるために、経済発展計画局を設けているが、いわばタイとしては劃期的な試みである)、また「近代化」それ自体が政治理念体系で決して首位たりえない点、などを考えるならば、近代化寡頭制という発想を行うことは、いささか躊躇せざるをえまい。率直に判定して、タイ国の歴代の政治家が、近代主義一般に心底から共感しえていたかどうかは疑わしい。国家近代化の課題性を充分わきまえていたかもあやしい。その意味で、なんらかの近代主義を主軸とする20世紀の歴史的趨勢にたいする適応能力は、一応疑われてしかるべきだ。(ピブーン首相が、共産主義に関する基本的知識を欠いていたことは、元駐泰米大使が暴露している。cf. E. F. Stanton: Brief Authority、1956、P.221、またチュラロンコーン大学文学部には、哲学ないし思想史の講座は設けられ

ていない。) タイ国政治における理念性欠如につながるいま一つの問題点は、政界における恐る べき倫理性の欠如である。倫理性の欠如は、少くとも二つの形で見てとれる。一つは、政治的 腐敗の日常化である。近代化志向があいまいなタイでは、国家政治機能に秩序維持以上の内容 を与える手続きが、歴史的にまだ完了していない。そして、閥同志の凄愴な抗争が政治の実体 であるタイでは,権力核心の座の維持・奪取を目論む主要政治家達は,自己の足場を固めるた めには一人でも多くの支持者を閥に加える必要があり、また、支持者維持の唯一の方便が「お 祝儀」であるからには,財源を無限に求める必要がある。他方,このような政治家にたいし結 果責任を倫理的に厳密に問う主体は,タイの政治過程にはまだ介在しえていない。こうしたも ろもろの理由から、タイでは、政治的腐敗は常識化しているのである。倫理性欠如のいま一つ の醜悪なあらわれは、いわゆる「官庁資本主義(bureaucratic capitalism)」である。タイの行政 機構を構成する諸省・諸部局は、法人である。それらは、いずれも、主体的責任において企業 に投資し、かつ企業を経営しうる慣行である。国家政策執行に専念すべき各省の上層幹部が、 国策遂行を二の次とし、企業経営に専念し、その利潤で私腹を肥やしうるという習慣は、他国 にはあまり例を見ないようだ。(企業経営への熱心さは、予算規模の大きい防衛省においてもっとも大で ある。cf. D. A. Wilson: "The Military in Thai Politics", in I. Johnson (ed.): The Role of the Military in Underdeveloped Countries, pp. 268~9) この慣行は, 筆者の想像では, 絶対王制時 代の官省自給自足制に起源するものと思われるが、この官僚資本主義は、いわば、政治的腐敗 の源泉が公式に制度化されたものといえはしまいか?

2. タイ政治の不連続面

これまでのところで、タイの政治が、寡頭支配の鉄則・権力授受方式の特異性・政治理念の 欠如の少くとも3点において、無変化性、連続性を極立たせていることを見たが、同時に、そ の三つの特色が、いずれもなんらかの意味で、歴史的社会的必然性を宿命づけられていること も見た。それだけに、以上の3局面において、タイの政治は将来も現在の態様を保ち続けるこ とが予想される。

しかしながら、たとえ統治構造や政治の実体面での進歩的変化に乏しいとはいえ、タイの近代政治は、よかれあしかれ、別の局面での変化に富んでいる。従来、クーデタの頻発にも拘らず、政治の動向に明白な変化が生じなかったのは、1932年クーデタの推進者達が当時世代的にも若く、爾後相当期間排他的に政権を掌握し続けえたこと、かれらの社会的性格に基本的に差異がなかったことなどに基いている。しかし、いまではもはや、32年革命の推進者の時代は完了している。かれらが歴史的使命を果しおえたことそれ自体が、タイ国政治になんらかの局面で不連続面が存在することを暗示してはいまいか。

この点はともかくとして、タイ政治の不連続面に固執し、政治の動向に強いて変化を求める

ことは、それとして無意義ではない。タイ政治の基本的指向性をとらえるためにも、また、反面の無変化性・連続性の事実的重みを適格に測定する上からも、不連続面にこだわる試みは不可欠である。

タイ国政治の不連続面は、クーデタによってもたらされるリーダーシップの交替から生ずる。一般に、リーダーシップの交替は、その社会的基盤、社会的性格、政治的思惟行動様式、社会的適応性などの違いから、政治の実質に少くとも部分的にはなんらかの変化をもたらすものである。タイのばあい、権力の争奪がカナ集団間でなされ、権力獲得に成功したカナ集団の内部で順を追って権力の授受がなされる習慣であるため、集団の共通的社会的性格がリーダーシップの一切のケースを貫き、リーダーシップの交替が、政治変質の契機となりえていない感じである。しかし、タイの歴代のリーダーシップに、寡頭制的寡頭制と専制的寡頭制との二つのタイプがある点に着眼するならば、政治的変化の契機をもとめることが可能である。タイの政治を寡頭支配の鉄則が貫徹していることは先に述べたが、しかし、その寡頭構造の差異に応じて、政治の動向は微妙に変化する。特定個人の権威が優越的であるばあい、すなわち寡頭制が専制支配に傾斜するばあいには、その変化度は大きい。その反面、寡頭構造が複数の権力単位よりなるばあいには、タイにおいては、権力単位間の相互索制作用で、政治は停滞する。

以上のような観点から、タイ国政治に非連続面を認知するための有効な視角として、次の二つを考えることができよう。一つは、寡頭的権力の核心すなわち内閣の内部的異質性の均質化の度合、であり、いま一つは、専制的寡頭制のばあいの独裁性向の傾向的特質、である。この二つの視角から、次の二つの時点をば、タイ国政治史の劃期点と見做すことができる。一つは、1947年11月の陸軍クーデタ、もしくは1948年4月の第3次ピブン内閣の成立であり、もう一つは、1957年9月のサリットクーデタ、もしくは1958年10月のサリット内閣の成立である。それぞれについて、具体的な説明を加えてみよう。

(1) 1947年クーデタ

日本の敗色が濃厚となった 1944 年夏, 38 年以降精力的に政界の主役を演じていたピブーンは、一切の公職を退いた。賢明にも終戦 1 年前に政権を手離したことによって、戦争責任をなんとか免れえ、かれの政治的生命は断たれずにすんだ。44年夏以降、タイの政権は、ルアン・プラディットを中心とする文官派が掌握する。44年以降の歴代内閣は、防衛大臣以外は、すべて文官派で構成される点に特色を有した。日本と結んだ軍部が政治的威信を喪失していたにも拘らず、当の文官派も、46年の国王変死事件、政治的腐敗の暴露、経済政策の失敗などで威信を喪い、ついに、47年11月にピブーンの率いる陸軍グループがクーデタを組織し、権力を掌握する。ピブーンは、翌48年 4 月に、久しぶりに政権を握る。

この第3次ピブーン内閣成立の歴史的意義は,32年の立憲革命以来の武官派と文官派との抗 争に最後的にけりがつけられた点に求められる。通常,タイが32年以来継続的に軍部支配を受 けてきたかのようにいわれるが、必ずしもそうではない。この間、文官派は、常時権力核心に 地歩を保っていた。たとえば、32年クーデタ後の人的淘汰が一段落ついたところで成立した34 年9月のパホン内閣は、よく軍部支配のはじまりと解されるが、それは、武官派(しかも陸軍派・海軍派の対立を含む)および文官派との勢力均衡の上に構成されていた。1938年12月、戦争勃発直前タイの国粋主義がもっとも高揚した時期に成立した第1次ピブーン内閣の構成とて同様であり、これには、文官派は8名を送り込んでおり、海軍派は4ポストを確保している。 それが、48年4月のピブン内閣にいたってはじめて、32年革命につながる文官派は一掃され、陸軍の優位性が断乎として確立される。その陸軍の優位性は、49年2月の文官派叛乱、51年11月の海軍叛乱の平定により、歴史的にはっきり再確認されるのである。

1947年クーデタのいま一つの歴史的意義は、この際反軍部色が一掃されたことの反面として、従来政界で名を知られてなかった新人が、多数脚光を浴びたことである。この折、急激な世代の交替があったことは、たとえば1908年生まれのサリットや1909年生まれのパオらの抬頭のそもそもの機会がこのクーデタであったことでよくわかる。この両新人の代表する新世代勢力は、51年12月の第6次ピブーン内閣に、急激な反映を示すのである。しかし、当のピブーンが依然健在である限り、この世代の交替には、まだこの段階では積極的な意義を認めることはできない。

47年クーデタの最後ながらもっとも肝要な意義は、文官派・海軍派の失墜および政治的経験に乏しい新世代の登場とを補助要因として、ピブーン・ソンクラームの個人的専制支配が生じたことである。1898年生まれのピブーンは、永年の経歴・経験、天賦の指導者資質、広汎な知己関係を十全に活用し、自己を中心とする超制度的権力体系を形成した。ピブーンの統治下のタイ政治の軌跡は、かれのその都度の思いつきによって、政治が民主化したり反動化したことを、明白に物語っている。また、ピブーンのもとでは、政治の不純化も顕著である。国家体制の民主化を志向し、人材の合理的活用を心掛けた文官派なきあと、それは当然の趨勢であった。いずれにせよ、政治の啓蒙性を意識せず、厚顔な便宜主義を特徴とするタイの独裁性向が問題性をはらむのは、この段階においてである。

(2) 1957年クーデタ

57年クーデタは、ピブーンの後継者たるべく、サリット・タナラットが、ピブーンおよびパオ大将一派にたいして、組織したものである。51年6月の海軍叛乱の鎮圧に際して功績をあげたことによって、サリットとパオの政界での地盤は一様に同時に固まり、かつ、ピブーンの後継者がこの両者のいずれかであることは、衆目の一致するところとなった。次頁の経歴表が示す通り、両者が実力者として抬頭した経緯は、卵が卵に似ているように類似している。

サリット

1908 陸軍将校を父としてバンコックに生まる

1929 陸軍士官学校を卒業

″ 近衛歩兵連隊に勤務

(第二次大戦中,第三十三歩兵連隊長,モンパン駐 屯軍司令官等を歴任)

1946 バンコック近衛歩兵第一連隊長(大佐)

1947 ピブーンの陸軍クーデタに参加

1948 (1月) 陸軍少将となる

1949 (2月)第一軍団長となる

1950 (6月) 欧米視察旅行

1951 (6月)海軍叛乱鎮圧の総指揮官として活 躍,陸軍大将となる

〃 (12月) 防衛副大臣および陸軍司令官

1954 (6月) 陸軍総司令官

パオ

1909 国家公務員を父としてバンコックに生まる

1930 陸軍十官学校を卒業

1933 王党叛乱にピブーン大佐の副官として参加, ピブーンと親密になる

1939 ピブーン内閣の王室財産局長

1944 ピブーンの下野と共に退官(それまでにピブーンの親友で政界の大物ピン・チュンハワンの娘と結婚している)

(第2次大戦後失職映画館等経営)

1947 ピブーンの陸軍クーデタに参加

1948 (2月) 一躍警察中将に昇進, 警察副総監兼 内務次官となる

(10月)陸軍参謀本部将校の陰謀を事前に探知、未然に防ぐ

1951 (6月)海軍叛乱鎮圧で活躍,警察総監となる

〃 (12月) 内務副大臣および官選国会議員となる

1954 (3月) 大蔵副大臣兼任

パオが縁故関係で得をしているのにたいして、サリットが実力型の人間であることは面白い。いずれにせよ、1956年頃より両者の抗争は激化し、ピブーンが両派の均衡をはかりかねるに至り、遂にサリットが、軍部の強力な支持のもとに、権力を掌握する。(このケーデタでピブーンとパオは共に亡命したが、パオは一昨年死亡した。なおピブーンは当年65才である。)

この57年クーデタの歴史的意義は、まず第1に、ピブーンの失脚が象徴するように、32年革命につながる層が、新しい世代層によって完全に置換された点に求められる。ピブーン政権とサリット政権との社会的性格の差は顕著である。その社会的性格の差異は、いま一つ重大な歴史的意義を57年クーデタに与えることになる。それは、ピブーンまでは残存した西欧的政治理念に心理的に拘泥する傾向、いうなれば偽善的理想主義嗜好の傾向が消え、特殊タイ的リアリズムが政治を色どりはじめたことである。その意味で、タイ型の独裁は、サリットではじめて完成したと断じてよかろう。

1957年クーデタの直接的原因は、同年8月14日の官吏軍人商業関与禁止条令に求めることができる。すなわち、ピブーンは、パオとサリットの強大な権力を削減し、タイ政治の「民主化」を試みるべく、大臣等が企業に関与することを禁じたのだった。そのために富籖発行所その他数十の関係商社からの資金が絶たれることになったサリットは、即座に一切の公職を退き、一旦ピブーンの辞職とパオの公職追放を要求して退けられたあとで、クーデタを決行したのであった。

1958年,英国旅行より帰国したサリットは,陸海空3軍,警察の代表者をつのって革命団を組織し,全国に戒厳令を施行した上で,国会解散・政党解散・進歩的知識人逮捕・集会結社の禁止等の措置をとった。更に,翌年2月,革命団が解散し第1次サリット内閣がすると,直ちに行政改革が行われ,首相の行政権限拡大のための策がほどこされた。新たに制定された臨時憲法は,首相に,緊急事態に「防圧し粛清する」権限を認め,かつ国会議員の全員指名制を定めていた。

かかる一連の措置は、サリットの人間的特性を反映している。かれは、第1に、ミリタントな性格を有しており、第2に、実行力に富んでおり、第3に、西欧的政治理念にたいしアプリオリに反感をもっている。(軍人の家に生まれタイの士官学校に学び、過去をずっと軍人として過ごしてきたかれの経歴がかかる人間的特性の形成に大きく影響していると考えられる。)

サリットの統治体制は、従来の政治体制との対比において、少くとも次の2点で特徴的である。まず第1点は、サリットのもとで、政治機構が上意下達の趣旨のもとに、いいかえると、サリットの専制的権力の対内的行使を円滑化する目的のもとに、目的合理的に改編された点である。かれが首相就任後に行った総理府の組織変えによって、情報・計画・統制・教育等の管制権能を首相が独占しうるしくみがもたらされ、行政権力は、首相の一身に実質的に集中することになった。臨時憲法により、立法府は行政部に完全に従属することになり、また、首相は、緊急事態発令権などを認められ、その立法的権限はこれまでになく高められた。このようにして、首相の個人的意向が、直接無媒介的に国家政治に反映する専制的メカニズムが完成したのである。1959年2月の最初の組閣にあたって、かれが、軍人をわずか3名だけしか入閣させず、残りのポストは、いずれも有能な民間政治家で埋めた点にも、かれの政治的叡知は読みとれる。(ただしその軍部の3人のうち2人はタノム・キチカチョン陸軍大将一副首相兼防衛大臣、プラパート・チャルサチャン陸軍大将一内務大臣であるが、いずれもサリットの後継者と目されるべき人物である。こうしたかれの一連の措置の趣旨は、単に専制支配の円滑化ということだけでなく、従来の寡頭制支配の反省、すなわち容易に反抗権力が生じうるような権力体制への反省に基く、支配者の地位の安全化という点にもあるようだ。

サリット支配の第2の特徴は、かれが特有の政治理念をはぐくんでいる点にある。かれは、 生来西欧的政治理念を好まないようだ。ピブーンがしきりに立憲民主主義者を自称したり、ま た1955年当時、気まぐれな思い付きで国政の民主化をはかったりしたのに反し、サリットは、 民主主義へのリップサーヴィスは断乎として拒んでいる。(かれとて「民主的」という言葉をいい意 味においてもつかうが、かれの民主主義の概念は「仏教の理想と、古来のタイ王制の温情主義とにならう慈 恵的政治」という内容である。サリットはドゴールの第五共和制を理想の政体と考えているらしい。事実か れの臨時憲法は、フランス第五共和制憲法、アラブ連合共和国憲法、パキスタン憲法などの感化を強く受けて いる。) この意味では、かれには、積極的な政治理念を求めることはできない。むしろ過去のど の政治家よりも没理念的であろう。しかし、別の角度から見るならば、かれの施政は、従来になく、首尾一貫して特定の理念に嚮導されているのである。サリットの政治理念は、絶対的権威のもとでの秩序維持、ということである。かれは、その観念的イメージとして、家父長支配的家族国家観を想定している感じである。西欧民主主義とタイとの必然的結びつきをきっぱり否定することによって、かえってはっきりと特殊タイ的政治理念を押し出すことができたわけである。(サリットの西欧民主主義観は、かれが58年12月10日憲法記念日に行った演説に明確に示されている。)常時国家存亡の危機の存在を強調し、それによって自己の統治様式を正当化するサリットの独裁は、よく、前世紀中期以降のラマ四・五世の強権的中央集権化政策になぞらえられるが、事実、政治的発想において、また行動様式において、サリットは当時の国王によく似ているようだ。

1957年クーデタの歴史的意義は、要するに、支配層の社会的・世代的基盤の変化をもたらし、特殊タイ的リアリズムで貫かれた先祖帰り的政治体制をタイにもたらした点に求めらるべきであろう。(サリット体制については F. C. Darling: "Marshal Sarit and Absolute Rule in Thailand" Pacific Affairs Vol. XXXIII No.4, Dec. 1960. および D. Insor: Thailand, A Political, Social and Economic Analysis, 1963, pp. 92~110 がくわしい。)

3. あ と が き

こうしてみると、同じ軍部独裁といわれながらも、ピブーン体制とサリット体制とで、相当な差異があることがわかった。タイ国政治史におけるピブーン政権期(1948年以降)の歴史的意義の汲みかたも、サリット体制との関連において、今後考え直されねばならぬ面が多いようだ。少くともピブーン体制には、1932年革命の推進者と、次の世代とをつなぐ過渡期的性格があることが否定できない。

いずれにせよ、タイ国政治には、恒久不変的な面と共に、やはり変化しつつある面のあることがはっきりした。その連続性と不連続性との関係が問題だが、端的にいって、その両面は、相互に無関係ではなく、しかも、それぞれ相互にテコ入れしあう関係において結びついている。すなわち、タイ国政治の連続面は不連続面の存在にも拘らず連続し、むしろ、その不連続性の故に連続の必然度は強化される。その反面、タイ国政治の不連続面は、政治の無変化性を充分わきまえた上でのそれにたいする反省的チャレンジという形では生じないで、飽くまでも連続性の設定する現実的枠のなかでしか生じない。

しかしながら、それにも拘らず、専制的寡頭制ともいうべき統治の類型が永続化する趨勢が 生じていることは注目に値する。すなわち、専制的リーダーシップのもとでは、リーダーシッ プの断続に相応する政策的変化は馬鹿にならないからだ。(サリットのもとでの政策的変化は、つと に注目を集めている。かれが、農業や経済の振興の必要を感じ、長期的な経済発展計画の立案を考慮してい ること、自らを委員長とするさまざまな計画委員会を組織したりしていることは、将来における大規模な社 会的流動化の素因となりかねないだけに一応注目しないわけにはいかない。) その意味で、 タイ政治の 研究者は、従来にもまして、政治的エリートの動物学的な個体識別と性格把握を心掛ける必要 があろう。

とはいえ、サリット独裁それ自体は、飽くまでも特殊タイ的必然性の流れの中で生じたものだ。もっぱら秩序維持にのみ任じようとしているサリットの専制支配は、従来のどの体制にもまして、次のような欠点を有していると考えられる。第1に、20世紀の必然的趨勢にたいする適応性を欠く。先に掲げたパオとサリットの経歴表が暗示するようなサリットを支える社会的性格は、西欧の近代主義それに共産主義への共感も理解も欠いている点、危険を秘めている。第2に、独裁一般とひとしく寛容性と気長さを欠くサリットの専制支配は、国民に、進取性の意義を教えず、民主主義的訓練をも与えない点、新興諸国政治に不可欠な啓蒙性を欠く。こうした欠点それ自体が、いずれタイの独裁者の生命とりの原因にならぬとも限らない。タイ国政治進歩の希望が、政治を特徴づけている精神的・制度的後進性にかけられねばならない、という逆説は、タイ国政治近代化の業の深さを感じさせて余りある。